

大阪市域の条里遺制

——条里景観の乏しい都市域の条里研究の事例——

大 越 勝 秋

一、まえがき

天坊氏、米倉氏、由井氏等多くの諸先覚のあとを受けて大阪府下全域の条里制の調査をして感じたことの一つは、条里の遺構が和泉・河内・摂津（東部）の平野及び河谷の平地部に存在していることは勿論であるが、山間部の平地、山岳地帯、丘陵地帯、淀川沿岸などの低湿地に条里の坪名が残っていることと、更には大阪市のような沖積地に出来た都市域にも僅かながら坪名が残って条里のあとを辿ることが出来るということがわかったことである。

市街地、大都会の土地は一般農村に比べて耕地整理や道路、宅地、学校、官庁、会社、工場等の建設のため小字の地名の消失が甚しく、道路、水路、耕地などの条里景観の乏しい地域といえよう。従ってこのような所に条里が行われたのかと疑問に思われる人が多いに違いない。条里景観の乏しいことのため条里研究が困難で、最も条里研究の遅れた地域の一つとなっていたといつてよい。

現在の大阪市域はどこをみても、道路か水路かビル等の建築物しか見られない。条里の研究の手がかりなど、得られそうもない。しかし明治時代の大阪はまだ市街地は現在よりも小さく、市街地風景は江戸時代の継続、延長といっ

てよい。市街地の周辺には農村が拡がっていた。明治十一年の古市八音撰の撰津国七郡一覽（岸和田高校所蔵⁽¹⁵⁾）、明治一〇年代と明治末期にかけて大日本帝國陸地測量部発行にかかる二万分之一地形図の大阪西北部、東北部、西南部、東南部⁽¹⁶⁾は道路、水路等の状態がわかる点で条里研究上貴重な史料といわなければならない。江戸時代から安土桃山時代の大坂と大坂近くの村、更に遡って中世の大坂、古代の難波京時代の大坂がどのようであったか、地形上所謂難波江などの湾入の状況、沖積地形形成過程上、耕地や村落はどんな状態であったであろうか。沖積地の開拓と条里との関係、大化前代の飛鳥期の建立にかかる撰津四天寺と条里、高津宮及び難波京と条坊、条里との関係も問題となってくる。まだ解決のつかないものもあるが、ここではまず大阪市域の条里制について従来どの程度に研究されてきたか。その研究の範囲を明らかにしたい。

管見によると条里の問題ではないが、条里と密接な関係のある大阪の地割の問題を取上げたのは、大阪の古図の蒐集、研究で知られた佐古慶三氏で「大阪の地割を論ず」（建築と社会七月号、年不詳⁽¹⁷⁾）、その中で「大阪の特殊な地割こそ難波京の条坊の遺制であると確信」されている。

牧野信之助は堺市史第一卷⁽²⁾第二編黎明期、第六章堺荘の成立、第三節堺荘と榎津郷及び塩穴郷（昭和四年三月卅一日）の中で、開口神社文書の文治三年（一一八七）三月三日尼妙恵が所領の田地三段を念仏寺一切経藏三味僧供田料として寄附した寄進状を取上げ、この田地の所在地は「在撰津国住吉郡榎津郷壹条里参拾参坪之内、従西第三四五長也」と条里による記載が見られて、榎津郷が撰津国住吉郡であると指摘された。

由井喜太郎氏は「撰津国住吉郡と百濟郡」⁽⁴⁾（上方第六二号所収、昭和十一年二月一日）で住吉郡の条里にふれ、前記の開口神社文書の住吉郡一条一里卅三ノ坪が開口神社の北、約三町の所と比定し、西大寺田園目録、四天王寺御朱

印縁起の文書により鴉田地住吉郡十一条二里、十二条一里とあることから住吉郡の条里が北部は大略十三間川筋から割付け、条は南から北に数えたとし、条里区画図を示された。東生郡の片江の東に十六坪、十八坪を発見した。

天坊幸彦氏は「上代浪華の歴史地理的研究」⁵⁾(昭和二十二年五月三十日)の中で、「南摂の条里」として由井説をふまえながら坪名は示していないが文献上、四天王寺御朱印縁起、西大寺田園目録により条里の比定を試みられ、東生郡では条は南から北に、里は西から東に教え、西成郡では条は南から北に、里は東から西に数えたとし、十三は十三条の条の省略されたもの、十八条は条里の十八条に当るとされた。

酒井忠雄氏は大阪市立平野小学校創立八十周年記念誌「平野の歴史」⁶⁾(昭和廿七年十一月三日)の中で、平野附近の坪名として流の一ノ坪、二十双、背戸口の十四、西脇の十五、十六をあげた。

和泉、河内、東部摂津の地域の条里の調査を試みた私は以上の諸先覚の研究の成果をふまえ、大阪地域の条里制の調査即ち

① 各区役所の古い土地台帳、地籍図の調査

② 大阪市実測図、撰津国七郡一覽(明治十一年、吉市八音撰)、大日本帝国陸地測量部発行の二万分之一地形図(明治四十四年)調査

③ 古記録の文献調査、伝承地名の民俗調査

を試み、その結果「大阪市の条里遺存の坪名」¹⁸⁾、大阪地域条里想定復原図にまとめ、古文書²²⁾では諸先覚の発掘以外に大徳寺文書¹¹⁾、難波村旧記¹³⁾を引用したに過ぎない。これで十分だとはいいい難いけれども、一先ず資料整理の意味で、旧郡別にふれ、大方の御高教と御批判を仰ぎ更に新たな史料の検出に努力したいと考えている。

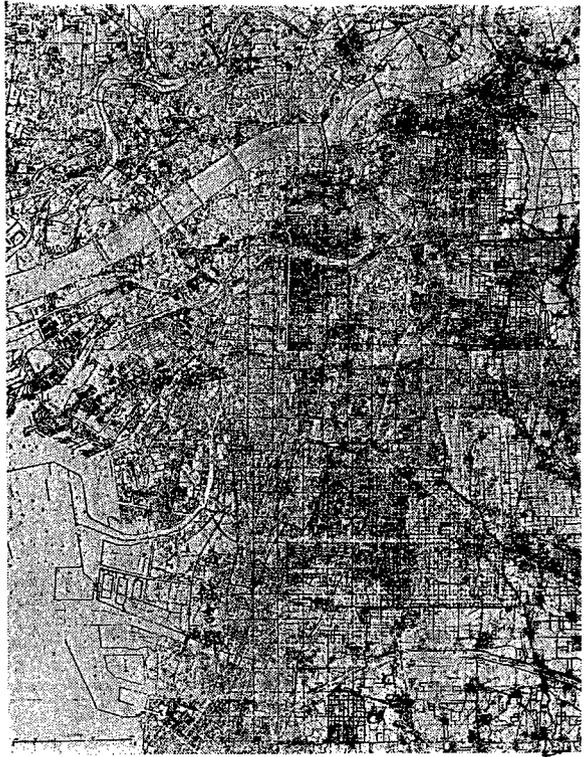
二、住吉郡の条里

摂津国の中、淀川以南即ち江南の地は、その北部は淀川、寝屋川、旧大和川の合流してつくる低湿地帯で、難波江が深くきざみ、始めは東生、西成、百濟（欠郡）、住吉の四郡（後、三郡）から成り、住吉郡は河内、和泉両国に接し摂津の最南端に位置している。これら四郡は天長二年（八二五）三月に一時和泉国に属させられたことがあったが、まもなく同年閏七月に再び摂津国に復帰した。

摂津と和泉両国の国境は江戸時代室永元年（一七〇四）に新大和川がつけかえられてから摂・泉両国の自然的国境をなしているように見えるけれども、それ以前にはこのような自然的境界は見られず、河内国の国府から西方に向けて直線的に走る長尾街道とその延長である堺の大小路を一条大路とし、それ以南が和泉大烏郡、それ以北が摂津国住吉郡となつて全く地続きであった。

和名抄には住吉郡は往道、大羅、杭全、余戸、榎津の五郷をのせ、後に神戸郷、田辺郷、鷹合郷、クニタマ郷等の名が出ている。その後郡界の錯乱により往道郷は河内国丹北郡に、南花田村は河内国八上郡に、なお河内国に属していた伎人郷即ち喜連村は貞観四年（八六二）の頃から摂津国の所属というように変更をみた。堺市旧五箇荘村附近は古くは住吉郡大羅郷に属していた。

いま古くからの住吉郡の地域に現在条里の坪名が、どんなに遺存しているか。又郡界、国境の変更は条里に何か関係があるかも知れないので、究明のためにも、史料として坪名を表示することにした（18、19）。



第1図 大阪市域条里復原図

堺市

南花田 (旧河内国八上郡)、三ノ

坪、四ノ坪、五ノ坪、八ノ坪、

九ノ坪、十四、三升坪

(旧五箇荘村)

奥本町 八ヶ坪、九ノ坪、廿ヶ坪

北花田町 六ノ坪、西六ノ坪、七

之坪、九之坪、廿ヶ坪

船堂町 八之坪、九ノ坪

大阪市

住吉区帝塚山二丁目 (旧住吉村)

一ノ坪

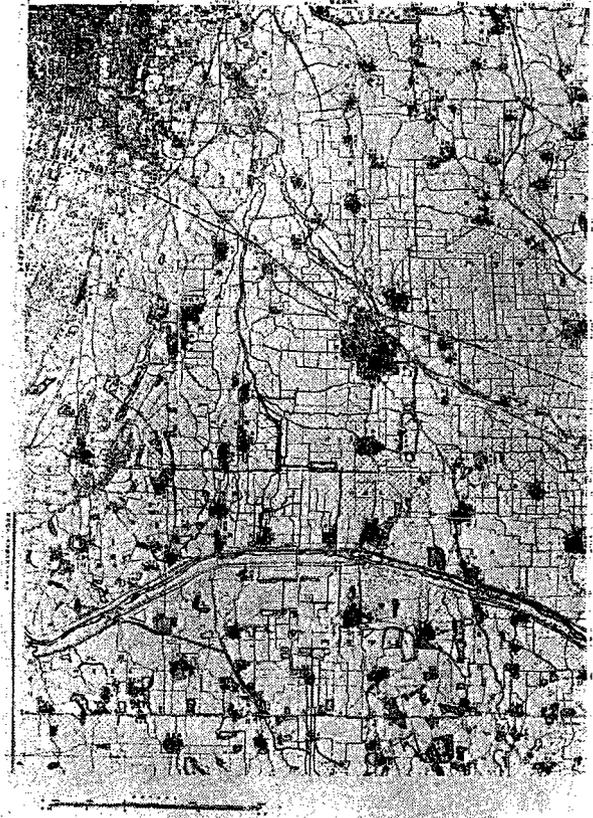
住吉区我孫子 (旧依羅村大字我孫子)

四十九 (四と九の意か)

東住吉区西脇町 十五、十六

註 杭全神社所蔵文書(?)の明治十七年(一八八四)大阪府下摂津国住吉郡平野西脇新地図所収——卷ノ坪、

卷町地



第2図 陸測二万分之一地形図大阪東南部

東住吉区野堂町 壹ノ坪、六ノ坪

壹町地

東住吉区背戸口町 十四、

東住吉区流町 壹ノ坪、六ノ坪、

二十双（二十三の意か）

東住吉区京町筋の西、八ノ坪池

（奥野清順氏の記憶、佐古慶三

氏の御示教による）

東住吉区喜連町 九後、東九後（も

と河内国所屬）

東住吉区桑津町（旧北百濟村大学

桑津）一ノ坪

東住吉区田辺東之町（旧田辺村大

字北田辺）十九

これらの散発的な坪名をもととし、地籍図、陸測二万分之一地形図などにより条里復原図を描く。

堺市奥本町、北花田町、船堂町に残る坪名は北花田、宮、奥部落の北方にあって、その坪付は北西隅を基とし南方に千鳥式に数えていて、この隣接地の和泉国大鳥郡の条里の坪付と全く同じ型式となっている。

住吉区我孫子町、鷹合、南田辺、北田辺（旧田辺村）、桑津（旧北百濟村）にかけては二万分之一地形図大阪東南部の道路、水路の状況から判断すると条里の跡がうかがわれ、北田辺の十九、桑津の一ノ坪も残っている。鷹合の八尾街道は条里線を利用して摂津と河内との国境線をなしている。

今川と平野川とに挟まれた区域に古い杭全郷がある。もとの平野郷町、旧北百濟村がこれに属している。この附近に遺存している条里の坪

名をみると関西本線平野駅の西南方、旧平野郷町平野の西方、南海電鉄平野線の近くにまとまっている。即ち流町の壱ノ坪は大阪学芸大学平野分校の西方、同じく二十双（二十三の意か）はその壱ノ坪の西隣に位置している。背戸口町の十四は平野線平野駅を中心としてその南北に亘り（平野中学校の東側）西脇町の十五は背戸口町の十四の北方、即ち白鷺公園の一区劃、同じく西脇町の十六は十五の北隣で平野馬場町の市営住宅にかかっている。野堂町の六ノ坪は旧平野と喜連部落の間、大阪学芸大学平野分校の東側に位置している。八ノ坪池は有名な大念仏寺の西南に隣接し京町筋の真西に当たっている。二万分之一地形図大阪東南部をみると摂津と河内の国境線、河内国丹北郡瓜破村界、東方河内国洪河郡界まで、道路、水路、池の形態などから条里遺構が伺われる。遺存坪名をもととして条里の復原をなすとこの附近の坪付は東南隅をもととして北方に千鳥式に数えたことが考えられ、前に記した大羅郷の区域の坪付形式と異なり、隣接の河内国八上郡の坪付形式と同一となっていることを注意しておきたい。

住吉区帝塚山二丁目（旧住吉村）の一の坪は方代池の西方、南海電鉄上町線帝塚山三丁目停留所の西側にある。

卅六	卅五	卅四	卅三	卅二	卅一	卅
卅五	卅六	卅七	卅八	卅九	卅	卅
卅四	卅三	卅二	卅一	卅	卅	卅
卅三	卅四	卅五	卅六	卅七	卅八	卅九
卅二	卅一	卅	卅	卅	卅	卅
卅一	卅	卅	卅	卅	卅	卅
卅	卅	卅	卅	卅	卅	卅

第3図 住吉郡大羅郷の坪付

旧天王寺村阿倍野東部から以北の阿倍野街道沿いの地は坪名は残らないが、二万分之一地形図大阪東南部をみると、道路状況から判断すると北が僅かに東に偏き、西の方の旧今宮村鷺田東方（紀州街道東方、阿倍野墓地北方）の区劃と似ている。復原図は想定として東西直北直交に記しておいた。

住吉郡内に全く異なる二つの条里の坪付の形式が残っていることは注意を要する点であろう。

現在のこっている耕地も耕地整理区となっているため、条里の地割をみることは出来ない、耕地整理前の旧平野郷町の地籍図をみると長地型の地割が卓越している。

条里の呼称は坪付の形式を基として、古文書の記載による呼び方に従うより方法がない。住吉郡大羅郷の西方に榎津郷が隣接していた。開口神社文書⁽¹²⁾⁽²³⁾の文治三年（一一八七）三月三日の念仏寺一切経三昧僧供田料寄進状に

「合三段

在撰津国住吉郡榎津郷壹条里參拾參坪之内

從西第三四五長也」

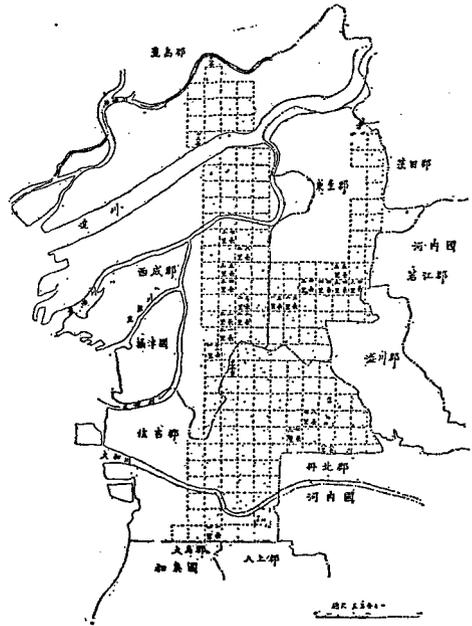
とある。この田地は尼妙恵相伝の私領であったが、後継者がなかったため、一切経蔵のために開口神社の宮寺である念仏寺（大寺さん）に寄進したもので、その所在地は開口神社の位置から北隣三町の東の条里区劃と考えられている。

西大寺文書⁽¹⁰⁾⁽²⁰⁾の永仁六年戊戌（一一九八）十二月五日の西大寺三宝料田園目録の中に

「撰津国鷹合郷六条八里三坪内一段字垣鼻

卅一	卅二	卅三	卅四	卅五	卅六
卅九	卅八	卅七	卅六	卅五	卅四
廿九	廿一	廿二	廿三	廿四	廿五
七	八	九	十	十一	十二
六	五	四	三	二	一

第4図 住吉郡杭全郷の坪付



第5図 大阪市条里呼称暫図

住吉郡十一条二里参箇坪壹仟伍佰代

十二条一里肆箇坪式仟代」

とある。これらにより条は南から北へ、一条から十二条まで数えており、里は西から東へ数えたことがわかる。住吉郡には現存する坪付のうち、杭全郷、大羅郷の異なった二つの形式があり、大羅郷の坪付の形からすると南から北へ条をよぶことは逆となって不自然である。杭全郷の坪付形式は条の呼称には適合しているけれども里のよび方には適合しない。何れを基としてよんだか残っている坪付型式からは判定し難い。

撰津国住吉郡田辺郷七条六里卅四坪内一段

字東沢

撰津国住吉郡クニタマ郷四ノ坪一段」

とある。

大徳寺文書(1)(22)の応永九壬午年(一四〇二)

十月九日の宗悟寄進状に

「寄進 紫野如意庵領撰津国住吉郡平等院御領

杭全庄八条七里廿二坪」

とある。野中寺、四天王寺文書の四天王寺御朱

印縁起(8)(9)(20)の中に

「鶏田地陸仟伍佰代

三 百濟郡の条里

百濟郡の位置やその存在についてはいろいろ論ぜられているが、もと東生郡、住吉郡の一部が分離して郡として獨立し、後にもとの郡に復帰したものと思われ、不明な点が少なくない。大日本地名辞書に「此郡は住吉、東生兩郡の間に介在し、四至不整の小郡なり」といつている。和名抄には東部、南部、西部の三郷をのせている。東田辺、南田辺西田辺の辺が部に変ったものと考えられ旧田辺村附近と考えられる。条里の文献も乏しい。

四、東生郡の条里

東生郡の生は後に成と記し、生、成兩者混用し元禄以後、成の字に一定した。西成・東生兩郡界ははっきりしないけれども、摂陽群談、摂津志は谷町筋街路、南は生玉、四天王寺を結ぶ自然的丘陵により、それ以西を西成郡、それ以东を東生郡となっているのが妥当と考えられる。

和名抄には古市、郡家、酒人、味原、余戸の五郷をのせ、その後郡界などの錯乱により、千林村は河内国茨田郡から東生郡に転入した。いまこの区域に残っている条里の坪名⁽¹⁸⁾ ⁽¹⁹⁾を表示してみよう。

大阪市

都島区毛馬町(旧城北村江野) 一ノ坪

〃 友淵町(〃 友淵) 六条

旭区(旭区の土地台帳は戦災により焼失したので、佐古慶三氏の御示教を仰いだ)

旭区千林町(旧古市村千林、旧河内国茨田郡所属) 十五町、下十五町

旭区森小路町(旧古市村森小路) 十三、

// // (// // 今市) 十五町

// 大宮町 (// 南島) 六ノ坪、

// 清水町(旧清水村般若寺) 一、市、

// 貝脇町 (// 貝脇) 十五町、

城東区今津町 十二丁、

東成区小橋南之町三丁目、十二石井田

// 中本町(旧中本村本庄) 惣ノ口(三ノ口の意)

// 深江(旧神路村深江) 五丁

天王寺舟橋町(旧鶴橋村木野)「惣ノ坪(三ノ坪) 十二」(佐古慶三氏所蔵の大阪市実測図所収)

生野区南生野一丁目(旧生野村) 十六

// 北生野一丁目(同 右) 十六

// 南生野三丁目(同 右) 四十九(四と九の意か)

// 大瀬町一丁目(旧小路村小瀬) 十八

// 片江(旧小路村中川) 十八、長坪

// (// 腹見) 十八、

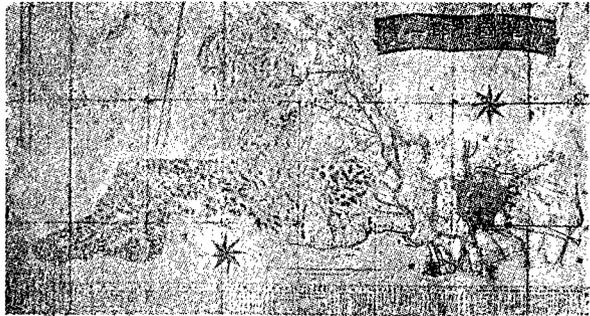
これら遺存坪名の所在について記してみよう。都島区友淵町の六条は鐘ヶ淵紡績工場の敷地にかかっている。条里の呼称の六条に該当しない。毛馬町の一ノ坪は淀川の河岸の地に当たっている。旭区森小路町の十三、旭区大宮町の六ノ坪、城東区今津町の十二丁、大阪城の東方の東成区片江（旧小路村中川）の十八、長坪がある。生野区大瀬町一丁目、三丁目の十八とは同一区劃で布施市足代町一丁目の西側にある。四天王寺御朱印縁起の於勢地附近はこの大瀬町と推定されている。生野区南生野と北生野各一丁目の十六は国電城東線寺田町駅北方に当たっている。南生野三丁目の四十九は四と九の併合と推定され、寺田町駅東の生野工業高校の北側に当たっている。東成区東小橋南之町三丁目の十二石井田は市電鶴橋停留所の東方に当たっている。天王寺区舟橋町（旧木野村）の惣ノ坪（三ノ坪）は城東線鶴橋駅の北（国電線路の西側）に位置している。散発的に点在していて適確な坪付の型式をつかみにくい。惣ノ坪（三ノ坪）と十二石井田との存在から、東生郡の坪付は西南隅をもととして北へ千鳥式に数えたことが推定される。

住吉郡の条里復原のときと同様に古市八音撰の明治十一年（一八七八）の摂津国七郡一覽、明治四十四年製版の大日本帝國陸地測量部の二万分之一地形図の大阪東北部、東南部、西北部、西南部がある。これらの図により、城東線以東の旧生野村林寺、舍利寺は駒川、平野川をへだててその東方の旧巽村（河内国）と、更に又旧小路村はその東方の河内国布施村と道路、水路が共通の条里を形成したことを示している。条里は東西南北直交の形式である。

条里の呼称は天坊幸彦氏が文献上、四天王寺御朱印縁起を引用されたが、その中に

卅一	卅二	卅三	卅四	卅五	卅六
六	五	四	三	二	一
十八	十七	十六	十五	十四	十三
七	八	九	十	十一	十二
十九	廿	廿一	廿二	廿三	廿四
卅九	廿八	廿七	廿六	廿五	廿四

第6図 東生郡の坪付



第7図 撰津国七郡一覽

「撰津国伍万捌仟貳佰伍拾代

於勢地壹万肆仟貳佰參拾伍代

東生郡三条一里參箇坪仟拾參代

二里貳拾式箇坪壹万壹仟代

同 郡四条二里伍箇坪貳仟伍佰代

同条三里參拾箇坪壹万捌仟代

四里拾捌箇坪玖仟代

「撰津国東生郡四条五里卅二坪伍佰代

六里六坪伍佰代

五条五里廿九、卅一、卅二坪肆箇坪貳仟代」

とある。於勢地は生野区大瀬町一丁目、二丁目（旧小路村大字小瀬）の地で三条、四条に亘っている、坪付の形式から考えると条は南から北へ、六条を数えている。里は西方の西成郡界から東方に一里、二里……とよんでいる。

近時山根徳太郎氏が中心となり、東区法円坂町一帯の発掘により難波京址の輪廓が究明されようとしている。現在のところ難波京の条坊制と町割、条里との関係は、はっきりしたことはつかめていない。

五、西成郡の条里

西成郡は淀川をはさみ、河口附近の低湿地で、和名抄には長源、安良、伏見、槻本、郡家、宅美、讃揚、雄惟、三野、津守、駅家、余戸の十二郷をのせている、天正年間に今宮村を、慶長十四年（一六〇九）に住吉郡勝間村、中在家村、今在家村を当郡に編入した。いま西成郡の地に条里の坪名⁽¹⁸⁾（¹⁹）が、どのように残っているか表示しよう。

大阪市

東淀川区柴島町 一ノ坪

〃 豊里町 浦ノ坪、浦之坪

〃 十八条町、十八条、十八条町

〃 十三西之町、北十三

〃 北川口町、八ノ坪（淀川の河川敷となり、現在は消失）

〃 三国町 六ノ坪

〃 豊里菅原町 西二重（西廿）

〃 南宮原町 六条

西淀川区姫島町 市ノ坪（昭和四年改め地籍図による）

西淀川区佃島町 八条（昭和四年改、地籍図による）

大淀区中津南通二丁目 八ノ坪

〃 大仁本町二丁目 寿四(十四)

註 筒井有氏編「中津町史」(昭和十四年十一月発行)の中に

「光立寺村の字地 十三前

下三番村の字地 八ノ坪

成小路村の字地 北十三、十三」

北区

八ヶ坪

福島区十六町 十六(明治九年西成郡野田村全図)

〃 鷺洲南一丁目 東三ノ坪

〃 〃 南二丁目 西三ノ坪

〃 川上町 西三ノ坪

〃 海老江下三丁目 三ノ坪

〃 〃 新町 三ノ坪

〃 〃 下二丁目 三ノ坪

此花区 西九条

都島区友淵町 六条

南区高津町六番丁 「四ノ坪」(伝承)

〃 〃 七番丁 「九ノ坪」(〃)

浪速区下寺町二丁目 藪坪（三ノ坪、大阪市実測図所収）

西区 九条町（九条家の所領より九条の名起るといふ）

港区 九条

西成区柳通三丁目 柳

〃 東四条三丁目 四条

〃 西四条三丁目 四条

明治十五年六月十三日池田盛長識の難波村旧記「芦乃梯」(註)佐古慶三氏所感)の中に

『右御料社領

(朱書)

「字三津寺の下、福開、なかとき、塩開、いかミ田、八のつほ」

合式拾七町八反九畝拾歩 分三百三拾式石七斗』

と記し、八ノ坪の存在を示している。

「これらの条や坪名の所在を記してみよう。東淀川区豊里町の浦ノ坪は市営住宅地の西方にあり、豊原菅原町の西二重は貨物線と千里山線との交点、東淀川区柴島町の一ノ坪は栄伝寺駅の北東に当り、北川口町の八ノ坪は淀川の河川敷となつて現在は消失し、三国町の六ノ坪は長地型の地割が図上にみられる。天坊氏がすでに指摘されたように十八条町の十八条、十三西之町の北十三は北十三条の条の省略されたもので条里の規格に当てはまる。南宮原町の六条は東海道線の西、東淀川警察署の南にあるが、規格にあてはまらない。西淀川区姫島町の市ノ坪、佃島町の八条があ

る。土砂の堆積により陸地化し島となったもので、坪名は後世につけられたものである。大淀川区中津南通の八ノ坪と北区の八ヶ坪とは同一区劃で京阪神急行中津駅の南に当り、大仁本町の寿四（十四）は阪神電鉄、北大阪線の大仁本町の停留所の南方にある。福島区十六町の十六の一部分は中央市場にかかる。低湿地帯である鷺洲村の三ノ坪、海老江の三ノ坪がある。西成区の四条は規格に該当しない。大阪市実測図によると浪速区下寺町（三丁目）の藪坪（三ノ坪の意）は市電下寺町三丁目の停留所の西側に当っている。更にその北方の推定条里の区劃には南区高津町七番丁の四ノ坪があるが、十四ノ坪の十位の脱落転化したものであらうか。更にその北隣に南区高津町六番丁の九ノ坪がある。南北に並んでいる。西成郡の坪付の形式を的確に知る区劃はないが推定すると次の図の如くなる。南東隅を基として北へ千鳥式に数えたと考えられる。

条は南から北へ、里は東生郡界から西方へ数えたと考えられる。

条里の呼称の文献として四天王寺御朱印縁起の中に

「鵜田地陸仟伍佰代

（中略）

西成郡一条三里陸箇坪参仟代

熊凝地玖仟捌佰拾参代

同郡三条二里五箇坪式佰代

四条三里一坪伍佰拾代

五条三里玖箇坪式仟肆佰柒拾捌代

卅一	卅	十九	十八	七	六
卅二	廿九	廿	十七	八	五
卅三	廿八	廿一	十六	九	四
卅四	廿七	廿二	十五	十	三
卅五	廿六	廿三	十四	十一	二
卅六	廿五	廿四	十三	十二	一

第8図 西成郡の坪付（推定）

六条二里陸筒坪壹仟式伍拾代

七条三里參筒坪陸佰伍拾代

伏見地同郡二条二里、卅三、卅四兩筒坪參佰捌拾代、三里廿八坪式拾伍代」

とあり、文献上七条までよんだが、地名として十三(条の省略)、十八条とあり、淀川以北の地まで通してよんでいる。

東生郡と西成郡との東西の条については由井説によると喰違っていたとなしているが、天坊氏は四天王寺御朱印縁起に出てくる敬田院の四至が

「敬田院

東 百濟郡堺

南 掘河

西 荒陵岸

北 三条中小道」

とある三条中小道が西成・東生兩郡の三条に当り共通であったとした。四天王寺とその北方の谷町筋の丘陵とを結ぶ線が条里の南北線と考えられ、私の条里想定復原因によると東西線も西成・東生兩郡共通していたと推定される。

六 む す び

大阪市域は淀川以南の所謂江南の四郡で上町台地を除くと低平な沖積地である。かつては難波江が深く入り込み、

仁徳天皇の高津宮、聖徳太子の四天王寺、大化改新の孝徳天皇の難波長柄豊碓宮、聖武天皇の難波京のあった所である。都城に条坊制がしかれたかどうか。都城と条里制とどんな関係にあったか明らかではない。条里史料としての坪名がどのように残っているか。それをもととして条里を想定復原した。大胆な点も少くない。更に新材料の検出により書改まるのを待ちたい。

住吉郡の条里坪付に二つの型がみられること、坪付と条里呼称との関係、国境附近の条里²³など問題が少くない。東生郡北部の低湿地帯は条里をはれない所であるが、所々に坪名が残っている。西成郡の淀川沿岸の低湿地帯に条里の坪名が残っていることも問題があらう。十三、十八条の地名が残るのは西成郡が南から淀川をこえて条里をよんだ名残りともみる外はあるまい。

摂津国の条里の呼称で勝尾寺文書にみられる島下郡中条次木村四条六里六坪、豊島北条宇保村十九条三里三坪、壽命寺文書の河辺北条賀茂村内拾壹条柒里玖坪、大徳寺文書の武庫西条肆条拾参里貳拾五坪など南、中、北、東、西を条につけて冠称している。同じ摂津に属する江南の大阪市域にはこのような冠称がみられないことが共通している。

大阪市各区役所からは条里制の調査に当り種々格別な御便宜を賜わり、佐古慶三氏はその所蔵資料を惜しみなく御提供下され、大阪市の条里制の研究調査が難波京址の研究、条坊制に役立つようにと御声援を賜ったことは忘れることが出来ない。又快く御閲覧の便宜を与えられた各社寺に対してもここに厚い感謝を表わす次第である。

註(1) 佐古慶三稿—大阪の地割を論ず(建築と社会七月号年不詳)

(2) 堺市史第一巻(昭和四年三月卅一日)

(3) 大阪市編、古版大阪地図展覧目録(昭和十一年七月五日)

- (4) 由井喜太郎稿、撰津国住吉郡と百済郡(上方六二号所収 昭和十一年二月一日)
 - (5) 天坊幸彦著 上代浪華の歴史地理的研究(昭和二十二年五月廿日)
 - (6) 大阪市立平野小学校創立八十周年記念誌「平野の歴史」(昭和二十七年十一月三日)
 - (7) 杭全神社文書
 - (8) 四天王寺文書
 - (9) 野中寺文書
 - (10) 西大寺文書
 - (11) 大徳寺文書(大日本古文書所収)
 - (12) 開口神社文書
 - (13) 難波村日記「芦乃佛」(明治十五年六月十五日、佐古慶三氏所蔵)
 - (14) 難波古図
 - (15) 古市八音撰、撰津国七郡一覽(明治十一年、岸和田高等学校所蔵)
 - (16) 大日本帝國陸地測量部二万分之一地形図大阪西北部・大阪東北部・大阪西南部・大阪東南部・金田(明治四十四年製版)
 - (17) 大阪市実測図(明治二十一年四月)
 - (18) 大越勝秋稿「大阪市の条里遺存の坪名」(立正地理学会一九五八年度研究報告所収、昭和卅三年六月廿日)
 - (19) 大越勝秋稿 大阪府下(撰、河、泉)の条里制坪名帳(昭和卅五年八月十五日)
 - (20) 同 編 河内国条里制閥係史料集(昭和廿八年二月廿八日)
 - (21) 同 和泉国条里制閥係史料集(昭和二十九年十一月廿日)
 - (22) 同 撰津国条里制閥係史料集(昭和卅五年三月卅一日)
 - (23) 大越勝秋稿「撰津東部の条里制補遺」(立正地理学会研究報告二号 昭和三十五年六月一日)
- 附記 大阪府下条里制坪名帳刊行後、再調又は佐古慶三氏の御示教等により、大阪市の条里の坪名に、多少修正、増補を試みた。